

## 6. 労働災害に関する事業

### (1) 労災に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業の概要

地区労働者にとって「労働災害」は失業につぐ重大事である。地区労働者は、年々比重が高まっている建設業を中心に、その就労が日雇又はその延長にすぎない期間雇用に従事しているが、日々雇用の宿命である不慣れた現場や作業を避ける訳にはゆかない。また、数次にわたる下請や人夫出しの介在など複雑な雇用関係と、それがもたらす安全教育や点検の不充分さなど、災害の発生しやすい労働環境の下で働いている。

このため、作業中に不慮の事故にあい労働不能におちいれば、賃金収入が途絶え、たちまち生活に支障をきたすことになる。

このような場合の生活補償として、法律は使用者責任を前提としながら、「労災保険」による休業補償給付制度を規定している。したがって、使用者による直接補償が行われぬ限り、被災労働者は、この制度による補償を受けることとなる。

しかし、労災保険による休業補償費の請求については、所定の手続を経たのち受給日までに、当初で50日、それ以後も20日～1カ月を要する現況となっている。

そのため、休業補償費の立替を事業主に依頼することを余儀なくされるが、法的強制力のないことや、日雇契約と重層下請のしくみが使用者責任をあいまいにしていることなどから、使用者の多くは、休業補償費の立替に協力してくれないのが現状である。

したがって、地区労働者が療養を継続し、休業中の生活を維持していくためには、いずれかの機関による福祉的な施策としての立替が必要になってくるのである。このような環境下に置かれている地区労働者に対する福祉の一環としてセンター独自の労災休業補償費の立替事業を行ってきたのである。

立替事業の20年間は、資金の確立や債権管理面等で幾多の困難な過程を経てきているが、今日では、年間4億円（差額支払を含む）をこす貸付規模とな

り、立替労働者数も、昭和56年度末でのべ9000余名に達している。また、年間の新規立替者数が安定してきていることをあわせ考えれば、この事実が、地区労働者の生活と労働条件を守る重要な柱として地区に定着してきていることも明らかである。

さらに、このことは、関連事業所に対し、労働者保護の認識を喚起する貴重な機会の積み重ねとなっているのである。

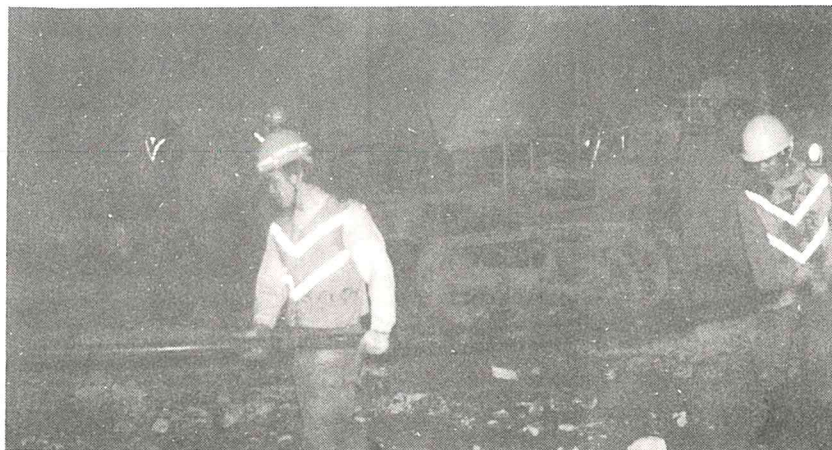
労災相談と立替事業の役割は法制度上の不備な面を補完しながら、地区労働者の生活安定の一助に重要な位置を占めるにいたっている。

この間、大阪府からの資金援助、労災課の設立、債権管理システム化などセンター内部の体制確立が進められた。同時に、定期協議を通して行われる大阪労働基準局の指導と援助、各労基署の協力など行政機関の理解が深まりこれが事業の円滑な運営のために欠かせぬ条件となっている。

今日、立替事業面は、地区対策上軌道にのった施策としての評価を得るにいたっている。

しかし、センター設立の背景にあった地区労働者が置かれている劣悪な労働環境は、20年後の今日もその根を絶やしているわけではない。

「あいりん地区の労働者を雇っていたことが判ると元請から仕事を切られる……」という下請業者の困惑が労災手続の回避となって労働者にしわ寄せされる問題や、元請会社になるほど稀薄になっていく使用者責任の自覚の啓発活動など、労災業務として取り組むべき課題はなお数多く残されている。



## (2) 立替貸付事業のあゆみ

設立当時のセンターには、第一次釜ヶ崎事件の余韻や、労働者の期待もあって、賃金不払、労働条件違反、生活医療相談などとともに労働災害に関する相談も数多くもちこまれた。これらを大別すると

ア．労災保険の諸給付を受ける「手続き」の相談

イ．休業中の「生活」に関する相談又は「手続き」と「生活」をあわせた相談

に分類される。

手続きの相談については、内容を事業主に伝え、事実確認のうえ責任を果すよう求め、双方の主張がくい違い処理が困難な場合は、元請会社や労働基準監督署へ解決を依頼することとなる。

休業中の生活相談については、深刻なものが多く本人の窮状を雇用主に訴え、休業補償費の立替の協力を依頼し、雇用主が応じない場合は、元請事業所や労働基準監督署とも連絡したうえで、生活対策費名目の給付をセンターが行ったのが始まりである。

当時は、港湾関係の求人が主であり、休業補償費の立替については、すでにほとんどの事業所が行っていたので、通院療養ののち事業所へ出向き立替金を受取る方法がとられた。

しかし、建設業関係では、ほとんどの場合「休業中の生活まで面倒はみれない。」「一日雇っただけでそこまでの義務があるのか。」「以前立替で二重取りされた。」「うちには直接雇用関係がない（元請の場合）。」など、請負の重層化が示す業界の遅れた体質から立替してくれない所が多かった。

立替に応じる「港湾」と、ほとんど考慮しない「建設」などその他の業種。この間の矛盾は、ことが生活問題だけに一層切実な要求となって労働者からセンターに持ちこまれることとなった。

センターに来所する被災労働者の窮状をみかね、職員がポケットマネーを貸付けたり、事業費をやりくりして貸付ける方法がとられていたが、これではと

うてい対応しきれなくなってきた。

こうしたなかで、まず立替金をセンターへ預託する事業所のケースから立替貸付がしだいに本格化し、やがて組織的な業務へと進んできたのである。

立替貸付事業開始時の取扱い基準（条件）を次のように定めてスタートした。

#### 立替を行う場合の基本的条件

- ① 業務上の災害が認められること。
- ② 療養のため休業が必要であること。
- ③ 休業中の生活が困難で、立替の必要があること。
- ④ 事業所が立替しない場合であること。
- ⑤ 休業補償給付請求書の請求人住所をセンターとする。受給はセンター職員とともに労働基準監督署へ出向いて行う。受領後、立替金を返済する。以上を約束するものであること。

#### 立替を受ける労働者の順守事項

センター発行の「受診確認書」に休業による受診の認印を医師より受けること。

#### 立替金支払方法

- ① 「受診確認書」をチェックする。
- ② 「休業補償立替金領収書」の用紙に日付・氏名・立替金額を記入し受領印を押印させる。
- ③ 支払は、担当職員が個々に行う。

#### 立替資金

事業所から診断書に基づき立替金を預かる。休業が長びき預り金が不足すれば追加を依頼する。（港湾事業所の場合）

#### 立替金の回収

休業補償費は本人払いであるため、支払日に当該労働者を同伴し、労働基準監督署で受領ののち返済させる。

#### 事業主預り金の返還

立替金の回収後返還する。

このように、休業補償費の立替事業は、地域のニーズの高まりによって始まったものであり、全国にも例がなく事前の周到的な検討と準備段階を経てスタートしたものでなかった。

そのため、件数、金額とも飛躍的なふくらみを見せていくなかで、それを維持してゆくために多くの困難を抱えるようになった。

財政的には、大阪府からの資金援助の確立をみるまでには、相当の期間を要することとなり、立替事業に対する積極的な理解を得るまでの間は、毎日の資金繰りに苦しみながら銀行からの借入によって補われたり、他の事業費を圧迫したりしながら、その日の立替金に窮することもまれではなかった。

また、従来からの相談業務（賃金不払等）に、さらに日々増大する労災相談と立替事務が加わったため、職員の事務処理は限度に達し、業務運営に支障をきたすようにもなった。

特に、異なる相談と金銭を扱う立替事務を一つの窓口で処理するため、窓口の改善が課題となった。

さらに、立替システムや債務管理など基本的なことについての処理基準が未整備であったため、事務処理上混乱を生じ複雑化していった。

こういった問題の改善については、職員会議など内部検討と府労働部や大阪労働基準局等関係機関の協力を得ながら、昭和41年以降、徐々に立替資金の導入がはかれるようになったのである。

昭和43年度からは、相談票や立替金貸付台帳の改訂、事務取扱基準も検討された。立替金の回収についても、大阪労働基準局の指導と各労働基準監督署の協力により、昭和44年3月から「受任者払い」が承認され改善がはかれたのである。

昭和49年には、機構改革を軸とする大巾で組織的な改善策が実施された。

ア．管理、業務二係制による労災課の新設と人員の適正配置。

イ．「労災保険法による休業補償給付の立替貸付業務取扱規程」と「労災休業補償給付の立替貸付金に関する債権管理事務取扱規則」の制定

ウ．大阪府の援助による立替資金の確立

こうして、立替事業は、今日みられるように整備されたシステムと安定した運営の基盤を得たのである。

この間、建設関係の増加傾向と就労の広域化にともない、大阪以外での労災事案が増加するなど新たな動きも出ている。

なお、日雇労働者の場合、平均賃金が調整されるため、休業補償費が賃金単価の半額以下になる場合が一般的であるが、昭和49年には、労災保険の給付改善が実施され、休業補償費に「特別支給金（平均賃金の20%）」が加えられることになり、この改善は大きな朗報であった。

センターの立替額は、昭和49年以来一日2000円であったが、昭和54年5月から貸付規程の改訂が行われ一日3000円に引き上げられて現在に至っている。

なお、昭和56年度の新規立替貸付人員は521名であり、前年度からの継続分を加えた立替実人員は715名である。

その立替延日数は72,702日で、総立替貸付額は4億3千3百万円である。

立替貸付を行っている715名の生活相談や労災に関する諸手続きや処理は別表に示すとおりである。

立替貸付中の労働者からは様々な相談が持ちこまれる。

例えば、部屋代・衣服代・私病の治療費・金を落としたとか取られた・郷里に帰る金の工面・身内の不幸等々の理由で先貸し申し込みが主なものである。

休業補償給付の代理請求の取扱い状況は別表のとおりである。代理請求をして約一ヶ月後に労働基準監督署から支払い振込みを受け、個々の労働者について差額精算を行なうことになる。

立替貸付金の回収を図る過程において、何らかの理由によって遅れる場合がある。その主な原因は、事業所での賃金台帳未作成、休業補償給付請求書の証明遅延や放置、紛失等が原因となっている。

また、債権管理は、貸付事業を円滑に行なっていくことの前提であり、効率よい運用によって貸付事業の正常な運営がはかられる。

個人別および全体の債権の増減、回収状況等は、正常に運営するうえでの鍵となるため、月々その状況を明らかにしている。

休業補償給付の立替貸付状況表

項 年 目 度	立 替 状 況			新規立替業種別比率				休 業 補 償 費 と 立 替		
	新規 人員	延 日 数	貸 付 額 (差額払い含む)	土 木 建 築	製 造	港 湾 運 輸	その他	休 業 補 償 費		
								最 高	最 低	平 均
38	6 <sup>(人)</sup>	× <sup>(日)</sup>	21,808 <sup>(円)</sup>	× <sup>(%)</sup>	× <sup>(%)</sup>	× <sup>(%)</sup>	× <sup>(%)</sup>	× <sup>(円)</sup>	× <sup>(円)</sup>	× <sup>(円)</sup>
39	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
40	153	×	906,764	×	×	×	×	×	×	×
41	387	11,723	7,033,072	10.6	2.9	86.5	〔製造〕 に含む)	×	×	×
42	488	18,228	14,856,084	19.9	12.6	67.5		×	×	×
43	596	21,345	20,313,305	32.0	7.0	61.0		×	×	×
44	619	29,770	36,051,101	36.0	8.0	56.0		×	×	×
45	579	36,998	51,047,293	47.6	18.1	34.3	×	2,585	788	1,345
46	666	59,002	96,726,260	62.5	5.2	30.7	1.6	3,928	919	1,529
47	759	66,278	126,094,072	70.5	7.7	19.6	2.2	2,628	1,007	1,564
48	694	76,883	174,192,531	75.6	8.5	13.9	2.0	4,882	1,314	2,009
49	531	73,040	212,746,856	83.6	5.0	9.7	1.7	4,901	1,314	2,280
50	442	73,083	298,287,837	81.6	5.0	11.9	1.5	5,560	1,347	3,422
51	476	72,547	298,078,054	84.5	5.7	6.7	3.1	10,285	2,152	3,663
52	582	77,541	351,009,016	90.5	4.3	3.4	1.8	12,126	2,345	4,067
53	583	73,910	370,958,824	90.3	3.1	5.6	1.0	10,265	2,738	4,428
54	528	65,609	372,446,469	93.6	2.1	2.6	1.7	11,446	2,617	4,843
55	544	69,534	413,148,228	89.5	3.7	4.4	2.4	18,240	3,212	5,380
56	521	72,702	433,317,585	86.2	6.9	3.6	3.3	13,810	2,634	5,374

日額	摘 要	参 考
立 替 日 額		雇用保険 1 級
× <sup>(四)</sup>	(×……不明)	(四)
×		
×		
×	7. 1 港湾労働法施行	
×		
700 900	4. 1 現台帳による立替開始	
1,000 1,100	3. 6 大阪労基局より「受任者払い」承認(府下各労基署)	
1,200 1,300	3. 15 万国博覧会開催 10. 1 あいりん総合センター完成(「センター」事務所移転)	
1,300 1,500		760
1,400 1,600		
1,700 1,800	石油危機(48年後半)	1,160
1,800 1,900	4. 労災課発足 11. 特別支給金(給付基礎日額×20%)休業補償費に加算	1,770
2,000		2,700
〃		
〃		
〃		4,100
3,000		
〃		
〃		



労災休業補償給付立替貸付関係相談件数表

項目 年月	労災一般相談		立替貸付相談	労基署 事業所 連絡	その他	計
	新規	再来	差額生活相談			
昭和51年度	1,762	7,058	10,800	4,227	4,914	28,761
52	2,558	4,998	11,565	4,163	2,642	25,926
53	2,954	5,877	12,492	6,110	3,382	30,815
54	1,931	3,464	6,408	5,115	3,057	19,975
55	1,200	1,265	4,763	5,709	2,090	15,027
56年 4月	93	146	314	401	156	1,110
5月	76	139	336	253	106	910
6月	98	98	426	352	145	1,119
7月	104	111	417	366	165	1,163
8月	85	70	433	374	116	1,078
9月	62	76	397	302	114	951
10月	74	171	415	345	168	1,173
11月	69	130	360	300	135	994
12月	68	135	378	314	147	1,042
1月	66	138	368	299	122	993
2月	80	134	340	288	107	949
3月	101	219	446	366	173	1,305
昭和56年度計	976	1,567	4,630	3,960	1,654	12,787

労災休業補償給付立替貸付状況（昭和56年度）

項目 月	新規受付 人	貸付打切 人	貸付 人	貸付 日数
繰越	194	人	人	日
4月	46	32	240	6,962
5月	40	54	248	5,398
6月	50	40	244	6,190
7月	44	27	248	6,618
8月	37	61	258	6,017
9月	34	32	231	5,755
10月	41	48	240	5,741
11月	37	37	229	5,211
12月	50	18	242	6,875
1月	42	21	266	5,201
2月	45	46	290	6,017
3月	55	59	299	6,717
計	521	475		72,702

労災補償給付代理請求事務処理状況表

年月	項目	療 養(7号)	休 業(8号)	障 害(10号)	計
昭和50年度		13	2,833	32	2,878
51		26	2,656	38	2,720
52		90	3,052	66	3,208
53		106	3,170	49	3,325
54		102	2,848	60	3,010
55		133	2,988	42	3,163
56年	4月	2	242	5	249
	5月	6	213	4	223
	6月	7	215	0	222
	7月	13	245	3	261
	8月	5	212	2	219
	9月	4	205	3	212
	10月	9	201	9	219
	11月	14	219	4	237
	12月	3	145	1	149
57年	1月	12	235	2	249
	2月	4	210	1	215
	3月	7	269	2	278
昭和56年度計		86	2,611	36	2,733

労災休業補償給付立替貸付状況表(昭和56年度)

月	項目	立 替 貸 付		差 額 支 払	
		件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
4月		2,912	22,115,000	194	14,083,965
5月		2,865	18,287,800	191	12,931,059
6月		3,438	19,770,650	220	18,037,366
7月		3,596	21,182,040	206	16,148,172
8月		3,324	19,900,640	226	17,197,608
9月		2,970	19,027,200	192	16,595,138
10月		2,833	18,814,750	216	18,172,379
11月		2,542	17,237,340	189	15,603,003
12月		2,397	21,913,900	226	22,456,274
1月		2,726	17,098,300	103	9,270,427
2月		3,282	20,479,962	196	17,463,723
3月		3,524	21,947,100	227	17,583,789
計		36,407	237,774,682	2,386	195,542,903

# 立替労働者の実態分析表（昭和56年度）

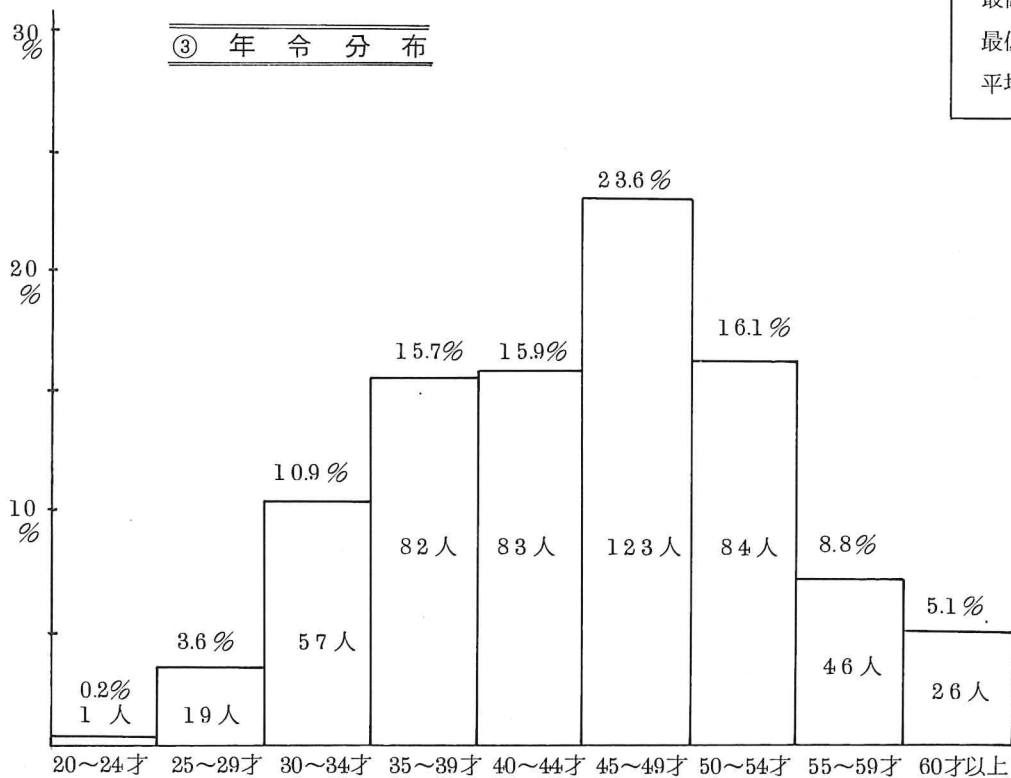
## ① 労災新規立替貸付者の状況表

新規立替数	年令(平均)	現在扶養者	住所		部屋代 日払月極	業種				雇用形態		負傷場所				負傷時刻					負傷部位					傷病名						
			西	その他		土木建築	運輸	製造	その他	日雇	常用	大阪市内	府下	近畿府県	その他	始	10時	12時	14時	16時	手	足	頭	腰	胸	その他	挫	切	骨	打	捻	その他
			成	他		築	輸	造	他	雇	用	内	下	他	10時	12時	14時	16時	部	部	部	部	部	他	傷	創	折	撲	挫	他		
521	44.7	25	479	42	772 15254	449	19	36	17	239	282	103	132	237	49	126	143	74	126	52	162	182	49	64	52	12	91	24	210	90	53	53
百分		4.7	91.9	8.1		86.2	3.6	6.9	3.3	45.8	54.2	19.8	25.3	45.5	9.4	24.2	27.4	14.2	24.2	10.0	31.1	34.9	9.4	12.3	9.9	2.4	17.5	4.1	40.3	7.3	10.2	10.1

## ② 立替貸付打切者内訳表

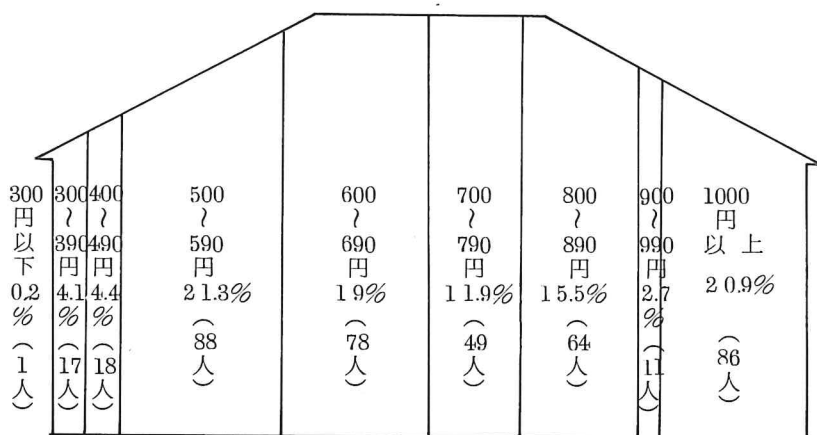
賃金日額			休業補償日額			労災回数 (平均)
最	最	平	最	最	平	
高	低	均	高	低	均	
21,250	4,441	8,445	13,810	2,634	5,374	1.4

立替打切件数	負傷部位					傷病名					休業補償日数				
	手	足	頭	腰	胸	挫	切	骨	打	捻	その他	最	最	平	
	部	部	部	部	部	傷	創	折	撲	挫	他	高	低	均	
475	167	167	35	46	44	16	91	21	195	74	52	42	1249	1	113
%	35.1	35.1	7.4	9.7	9.3	3.4	19.2	4.4	41.1	15.6	10.9	8.8	/	/	/



最高	70
最低	23
平均	44.7才

### ④ 部 屋 代 分 布

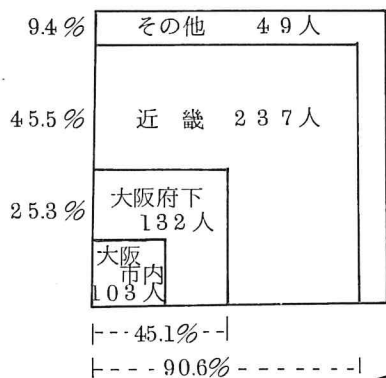


ちなみに  
 簡易宿泊所の代金  
 最高 2,200円  
 最低 300円  
 平均 772円  
 アパートの部屋代  
 最高 35,000円  
 最低 7,800円  
 平均 15,254円  
 となっている。

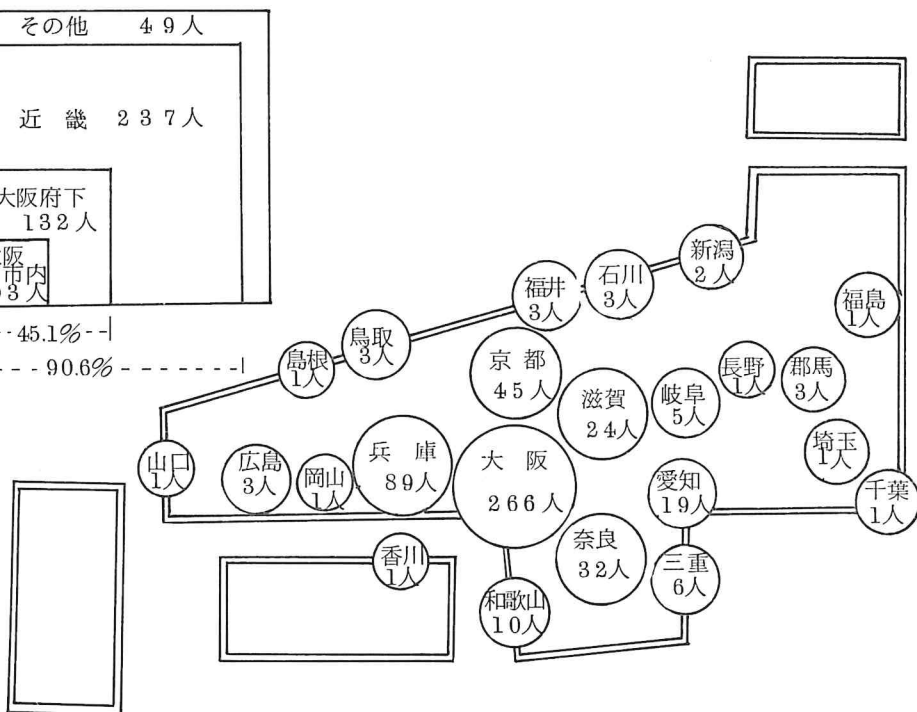
調査対象 521名のうち、412名の部屋代分布である。(日払いの簡易宿泊所)

他の109名はアパート(104名)知人、友人との同居(5名)となっている。

⑤ 負傷現場分布



⑥ 管轄労働基準監督署所在分布



⑦ 大阪府下労働基準監督署別立替件数

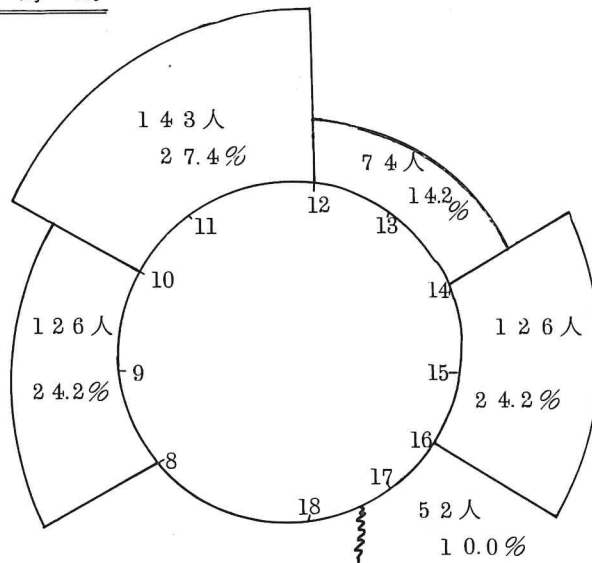
労基署	人数
大阪中央	11人
阿倍野	43
天王寺	34
天満	18
大阪西	27
西野田	10
淀川	25
東大阪	18
岸和田	3
堺	22
羽曳野	11
守口	13
泉大津	3
茨木	28

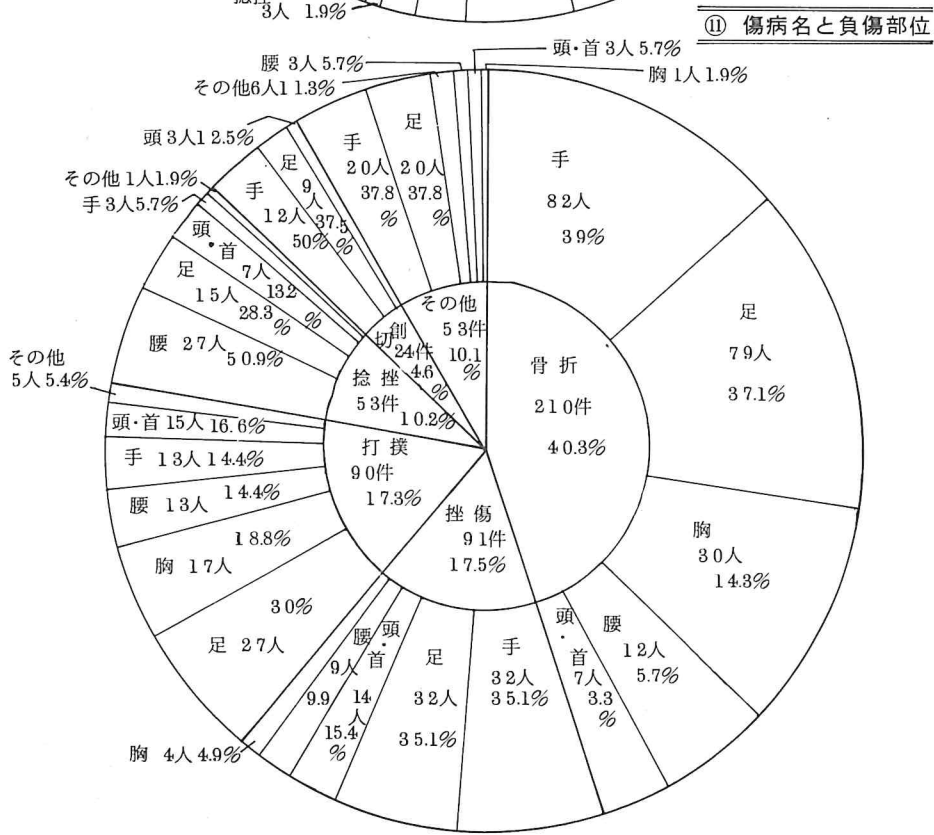
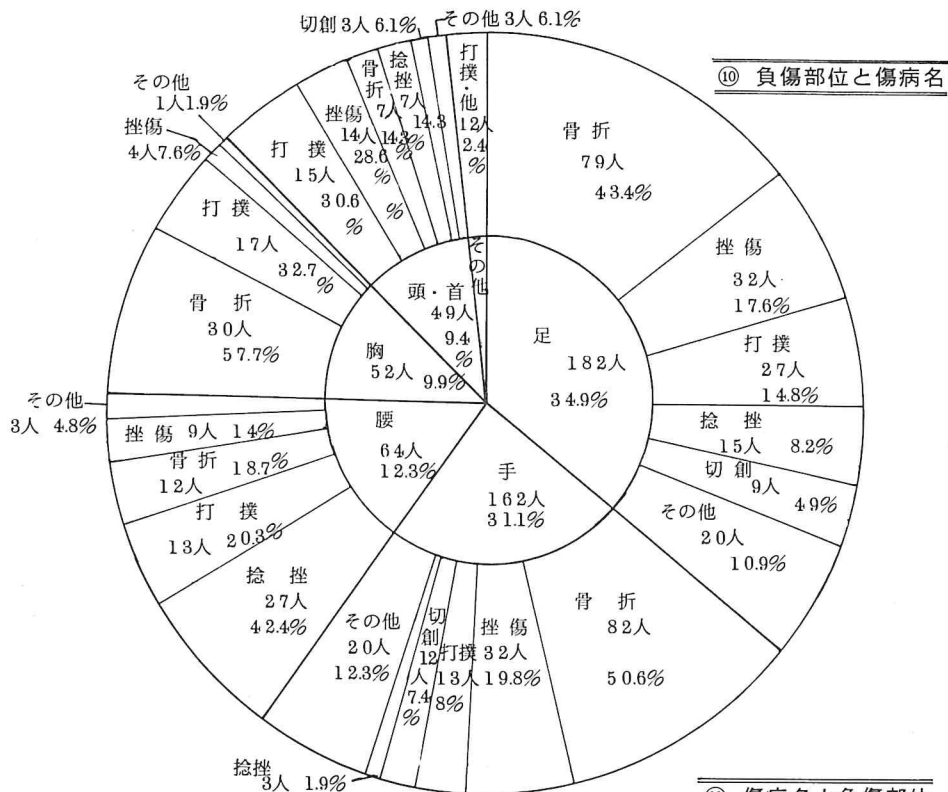
(266人)

⑧ (負傷部位・傷病名・立替延・平均日数)

		挫傷	切創	骨折	打撲	捻挫	その他	計	百分比
手 部	人	34	9	87	18	8	11	167	35.1%
	立替延日数	3,206	700	10,470	776	738	1,188	17,078	
	立替平均日数	94	78	120	43	92	108	102	31.7%
足 部	人	36	9	66	20	16	20	167	35.1%
	立替延日数	1,949	198	9,961	1,486	836	2,582	17,012	
	立替平均日数	54	22	151	74	52	129	101	31.6%
頭 首 部	人	7	2	6	10	8	2	35	7.4%
	立替延日数	240	14	1,433	1,954	2,235	156	6,032	
	立替平均日数	34	7	239	195	279	78	172	11.2%
腰 部	人	8	0	7	10	19	2	46	9.7%
	立替延日数	805		1,348	925	3,754	362	7,194	
	立替平均日数	101		193	93	198	181	156	13.4%
胸 部	人	1	1	27	12	1	2	44	9.3%
	立替延日数	41	66	3,257	347	26	61	3,798	
	立替平均日数	41	66	121	29	26	31	86	7.1%
そ の 他	人	5	0	2	4	0	5	16	3.4%
	立替延日数	1,145		281	365		910	2,701	
	立替平均日数	229		141	91		182	168	5.0%
計	人	1	21	195	74	52	42	475	
	立替延日数	7,386	978	26,750	5,853	7,589	5,259	53,815	
	立替平均日数	81	47	137	79	146	125	113	
百 分 比	人	19.2%	4.4%	41.1%	15.6%	10.9%	8.8%		
	立替延日数	13.7%	1.8%	49.7%	10.9%	14.1%	9.8%		

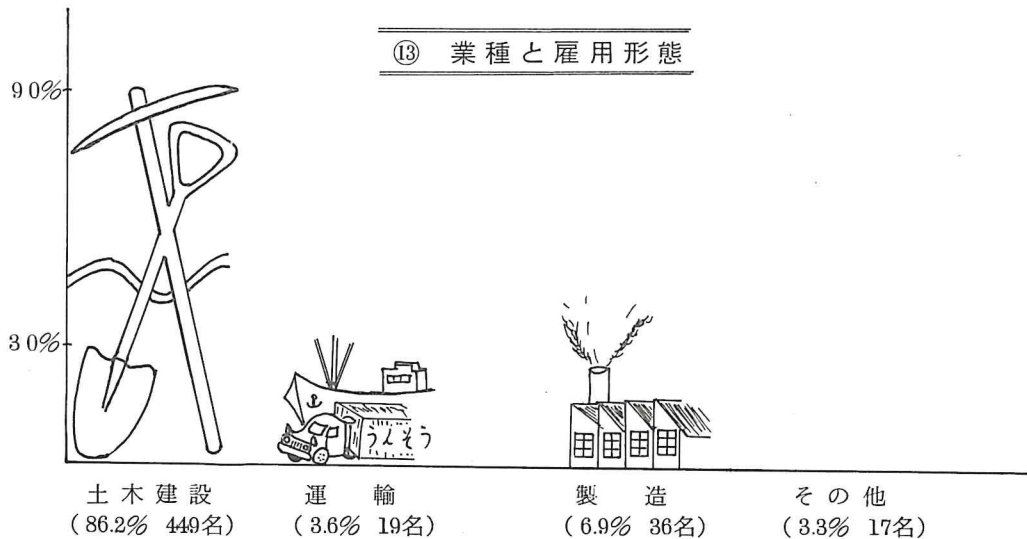
⑨ 負傷時刻





⑫ 賃金分析

職 種	賃 金 (単位 円)			対 称 数 (人)
	平 均	最 高	最 低	
土 工 雑 役	7,998	15,000	6,000	355
左 工	11,460	18,000	8,000	26
大 工	10,141	16,500	7,000	19
工 手 元	7,400	9,000	6,500	5
鉄 筋 工	10,141	13,000	8,000	12
塗 装 工	13,000	15,000	9,000	9
左 官 工	16,250	20,500	12,000	2
解 体 工	8,716	13,000	7,000	20
配 管 工	11,333	12,000	11,000	3
防 木 工	11,000	13,000	8,000	3
斫 り 工	8,250	10,000	7,000	4
瓦 葺 手 元	11,333	12,000	11,000	3
石 工 手 元	8,636	12,000	7,000	6
熔 接 工	9,785	13,000	8,000	7
堀 方	12,500	13,000	12,000	2
運 転 手 兼 作 手	8,250	9,000	7,500	2
運 転 助 手	7,517	11,000	6,000	9
重 機 運 転 手	10,000			1
レ ー キ マ ン	13,900			1
ボ ー リ ン グ 工	8,500			1
会 社 雑 役	7,831	10,000	6,500	16
倉 庫 手	11,625	21,250	7,070	5
船 舶	9,250	11,000	7,500	2
清 掃	5,515	6,300	4,441	6
造 林	10,250	11,000	9,500	2
	8,445	21,250	4,441	521人





## 立替労働者の実態分析表

### ① 立替労働者年令

年度 \ 年令	20才以下	21~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60才以上
4 1	2.5%	13.1%	26.2%	26.3%	12.1%	17.7%			1.6%	
4 2	1.0%	9.0%	25.0%	19.0%	12.3%	10.0%	5.0%	7%		
4 3	0.7%	7.5%	16.5%	28.1%	19.3%	12.1%	7.3%	8.5%		
4 4	0.5%	6.4%	17.4%	24.4%	23.0%	12.3%	6.7%	9.3%		
4 5	—	5.9%	13.8%	26.7%	18.8%	15.8%	10.9%	4.0%	0.9%	2.9%
4 6	—	3.9%	11.8%	21.6%	30.4%	17.6%	8.8%	3.9%	2.9%	0.9%
4 7	—	5.8%	7.7%	18.4%	29.1%	19.4%	9.7%	4.9%	2.0%	2.9%
4 8	—	2.9%	14.8%	10.0%	26.7%	20.8%	9.9%	3.9%	0.9%	9.9%
4 9	—	0.9%	11.7%	13.7%	22.5%	22.5%	14.7%	6.9%	4.9%	6.9%
5 0	—	—	9.8%	13.3%	22.5%	23.3%	14.2%	8.3%	6.7%	1.7%
5 1	—	1.8%	8.7%	13.5%	20.2%	26.7%	13.8%	9.4%	1.0%	2.9%
5 2	—	0.5%	4.7%	13.9%	18.9%	25.1%	14.4%	11.5%	6.2%	4.8%
5 3	—	0.2%	3.3%	9.0%	16.1%	29.7%	19.7%	10.1%	6.3%	5.5%
5 4	—	2.3%		8.7%	18.2%	25.4%	20.3%	11.4%	9.3%	4.4%
5 5	—	0.4%	3.5%	10.3%	18.9%	22.1%	18.2%	14.3%	8.6%	3.7%
5 6		0.2%	3.6%	10.9%	15.7%	15.9%	23.6%	16.1%	8.8%	5.2%

② 立替労働者の部屋代

年度	部屋代																			月ぎめ
	100 ? 140	150 ? 190	200 ? 240	250 ? 290	300 ? 340	350 ? 390	400 ? 440	450 ? 490	500 ? 540	550 ? 590	600 ? 640	650 ? 690	700 ? 740	750 ? 790	800 ? 840	850 ? 890	900 ? 940	950 ? 990	1000 以上	
41	18.4%	37.4%	17.5%	8.2%	8.5%															
42																				
43	66.6%		14.9%	10.0%	5.3%	3.2%														
44	52.0%		21.8%	10.6%	6.3%	7.0%	3.3%													
45	1.9%	13.7%	24.5%	17.0%	16.7%	8.8%	3.9%	1.0%	1.0%											10.7%
46	1.0%	4.9%	23.5%	14.7%	18.6%	13.7%	4.0%	—	1.0%											16.7%
47	—	3.0%	15.8%	21.8%	23.7%	16.8%	7.9%	0.9%	0.9%	1.9%										
48	—	3.0%	8.8%	10.8%	14.7%	16.7%	8.8%	11.7%	5.9%	0.9%										16.6%
49	—	1.9%	2.9%	5.8%	19.4%	10.6%	5.3%	4.9%	14.6%	3.8%	—	2.9%								14.5%
50	0.9%	0.9%	0.9%	6.6%	12.3%	21.6%	16.9%	10.4%	10.4%	1.8%	6.7%	0.9%	1.8%						1.8%	4.7%
51	—	3.0%	3.0%	2.0%	14.7%	15.8%	19.4%	8.3%	12.6%	4.2%	—	5.9%	—	3.0%					2.5%	12.5%
52	1.0%		4.4%		17.7%		34.6%		22.9%		9.5%		6.9%		3.0%					14.0%
53	0.4%		1.4%		12.8%		25.3%		27.9%		15.2%		6.6%		4.2%		1.4%		4.8%	14.0%
54	—		0.05%		6.7%		13.7%		20.1%		21.3%		9.5%		6.9%		1.9%		10.1%	10.7%
55	—		0.9%		4.3%		5.4%		19.0%		20.2%		18.8%		9.8%		3.2%		18.4%	18.9%
56			0.2%		4.1%		4.4%		21.3%		19%		11.9%		15.5%		2.7%		20.9%	21.0%

② 立替え労働者傷病部位

部 位 年 度	頭・肩	手	胸	腰	足	その他
41	6%	30.8%	11.5%		51.8%	—
42	8	31.6	7%	5.7%	41.8	4%
43	8.3	31.4	3.3	9.9	42.6	—
44	9.2	31.5	6.5	7.2	40.5	3.1
45	5.9	34.7	5.9	10.8	40.6	1.9
46	11.8	22.7	7.9	12.8	44.5	—
47	9.9	19.9	10.8	11.9	43.5	2.9
48	11.9	24.7	8.9	11.8	39.6	3.7
49	13.8	22.8	4.9	12.9	41.6	2.9
50	7.9	32.6	4.9	13.8	47.6	2.0
51	8.5	24.5	4.9	6.9	46.0	0.9
52	6.5	35.1	—	10.6	35.7	12.1
53	6.2	33.9	—	9.7	34.4	15.7
54	6.4	30.1	8.3	9.3	40.2	5.7
55	7.1	31.4	8.5	9.5	39.0	11.5
56	9.4	31.1	9.9	12.3	34.9	2.4

③ 立替労働者傷病名

傷 病 年 度	骨 折	切 創	挫 傷	捻 挫	打 撲	その他
41						
42	19.3%	16.7%	62.5%			2%
43	25.2	16.1	55.4			3.3
44	22.9	13.9	15.5%	9.2	33.3%	5.2
45	14.7	13.7	17.6	6.9	31.3	14.7
46	25.7	16.8	23.8	7.9	28.7	6.9
47	28.4	9.8	24.5	8.8	19.6	9.8
48	22.3	5.8	22.3	11.8	28.1	9.7
49	22.7	13.8	17.8	13.8	19.8	10.9
50	33.3	9.7	25.2	12.6	7.7	11.7
51	38.6	2.9	22.8	10.9	12.9	11.8
52	37.4	4.9	20.5	8.4	20.6	8.1
53	40.4	4.2	20.1	9.7	16.9	8.7
54	45.8	3.7	19.7	9.3	14.4	7.0
55	44.5	3.6	17.6	10.8	16.0	7.3
56	40.3	4.6	17.5	10.2	17.3	10.1